

岩手県東日本大震災津波復興委員会
第24回総合企画専門委員会

(開催日時) 平成31年1月21日(月) 14:00～16:20

(開催場所) サンセール盛岡2階 中ホール

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第3期復興実施計画の取組状況について
 - (2) 岩手県次期総合計画について
- 3 その他
- 4 閉 会

委員

齋藤徳美 谷藤邦基 豊島正幸 平山健一 広田純一 南正昭 若林治男

1 開 会

○多賀推進協働担当課長 ただいまから岩手県東日本大震災津波復興委員会第24回総合企画専門委員会を開催いたします。事務局担当の復興局復興推進課の多賀でございます。暫時司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、出席状況について御報告申し上げます。本日は、委員9名中6名の御出席をいただいております。岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領第4第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。なお、谷藤委員は、会議の途中からの御参加となりますので、あらかじめ御報告いたします。

それでは、本委員会に先立ちまして、佐々木復興局長から御挨拶を申し上げます。

○佐々木復興局長 復興局長の佐々木でございます。委員の皆様方にはお忙しい中、また大変お寒い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

通算で第24回、本年度第3回の総合企画専門委員会でございます。おかげさまでもちまして、県の次期総合計画でありますいわて県民計画(2019～2028)について策定作業が最終段階を迎えております。

本日の委員会におきましても長期ビジョンの最終案、復興推進プランの案について御説明の上、御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

一方、国におきましては、5年間とされています復興創生期間の中間年に当たる今年度に国の復興の基本方針について見直しを行うこととされております。

本日15時半から国の復興推進委員会が霞が関で開かれており、国の基本方針の見直しの骨子案について説明があるものと伺っております。我々といたしましても新しい計画に移行されますが、重要なのは必要な取組を切れ目なく最後まで行っていくことと存じますので、本日は計画についての御意見、そして今後の復興の進め方等についても様々な御意見

を賜り、今後の施策に反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2 議 事

(1) 第3期復興実施計画の取組状況について

(2) 岩手県次期総合計画について

○多賀推進協働担当課長 それでは、議事に入ります。ここからの委員会の運営は、運営要領の規定によりまして、委員長が議長となっておりますので、齋藤委員長よろしく願いいたします。

○齋藤徳美委員長 それでは、議事に入ります。

最初の議事、(1)第3期復興実施計画の取組状況について、事務局から御説明いただき、委員の方々から御意見等をいただくこととします。よろしく願いいたします。

○佐々木復興推進課総括課長 復興推進課の課長の佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。まず第3期復興実施計画の施策体系・事業に基づく進捗状況の概要として、資料1を御覧ください。資料1は、現在の第3期復興実施計画、平成29年度、平成30年度の構成事業を対象とし、計画の取組の進捗状況を示しているものでございます。

資料1の、2 全体の状況について、第3期実施計画の進捗状況は、同計画に設定した事業の進捗状況を示す287指標のうち、計画値に対する進捗率が80%以上となっている指標が全体の92%、264指標でございます。実際は取組の柱ごとに事業を再掲しているものもございまして、229指標となっております。3つの原則毎の取組状況でございますが、安全の確保の進捗率が80%以上の指標は75.5%、40指標。暮らしの再建の進捗率が80%以上の指標は92.7%、89指標。なりわいの再生の進捗率が80%以上の指標は97.8%、135指標となっております。それぞれ右端に3つの原則に基づく10分野毎の取組状況について記載しております。また、進捗率80%未満の指標につきましては、8%、23指標、再掲を除くと20指標となっております。

続いて裏面を御覧ください。80%未満の20指標について、遅れの理由ごとに分類し整理したものを掲載しております。1 実質的遅れの内容として、①関係機関等との協議について、鉄道、河川などの事業管理者や地域住民との調整、建設地の調整、周辺環境の配慮などに時間を要したものを挙げております。

②事業、他事業との調整について、海岸保全施設の工事やまちづくり、用地造成等の事業の進捗にあわせ、実施時期を調整しているものでございます。

③施工条件の変化について、現場状況の変化による追加工事、地質調査に基づく工法の変更、工事に支障となる物件の移転等、施工状況の変化によるものとなっております。

④その他について、被災した幼稚園における幼児数の減少により裁定の判断中であるものが挙げております。

また、実質的遅れに分類されない、2 その他でございます。これは、他の事業を活用し、農業機械を他の事業を活用して導入したものや、木造住宅耐震化、太陽光発電設備導入等、事業実施者の自己負担を伴う事業について、事業実施者の意向の変化等により、当初見込数を下回ったものを挙げております。

なお、参考として、平成 29 年 4 月公表の第 2 期実施計画の推進状況を掲載しておりますが、進捗率 80%未達の指標は大きく減少しており、着実に復興事業が進捗していると考えております。

続きまして、資料 2-1 を御覧ください。資料 2-1 は、三陸創造プロジェクトの取組実績と取組方向の概要でございます。三陸創造プロジェクトにつきましては、第 3 期復興実施計画の復旧・復興の取組と併せ、長期的な視点に立ち、将来にわたって持続可能な新しい三陸地域の創造を目指す 5 つのプロジェクトとして、取組を進めてきたものでございます。取組実績に併せて、4 プロジェクトの取扱いについて、復興計画期間内で取組を進めた成果として、より具体的な展開が図られてきていることから、次期総合計画においては、復興実施計画に記載する取組の内容に応じて、政策推進プランや復興推進プラン等、それぞれのアクションプランや長期ビジョンのプロジェクトに振り分けて再構成することを、7 月の委員会の際に御了解いただいております。

この再構成につきまして、資料 2-1 の裏面を御覧ください。次期総合計画における主な関連分野一覧（参考）を記載しておりますが、5 つのプロジェクトごとの取組内容について、次期総合計画における主な関連分野を記載しております。例えば、①さんりく産業振興プロジェクト（1）から（3）までの 3 つの取組内容について、次期総合計画における主な関連分野を、政策推進プランの仕事・収入分野、復興推進プランの商工業分野、長期ビジョン（新しい時代を切り拓くプロジェクト）の三陸防災復興ゾーンプロジェクトに振り分けて記載しております。

次に、資料 2-2 を御覧ください。資料 2-1 の概要版で説明した本体が資料 2-2 となります。1 ページを御覧ください。例として、①さんりく産業振興プロジェクトを挙げます。ここでは、3 取組実績・課題は、4 取組方向と併せて、次期総合計画における主な関連分野を各取組の項目ごとに記載しております。

さらに 4 ページを御覧ください。具体的な取組内容について、復興計画期間の取組とこれを引き継ぐ次期総合計画期間内での取組を記載しております。必要な取組については、今後切れ目なく取り組んでいくため、次期総合計画を構成するアクションプランやプロジェクトに引き継いでおります。説明は以上です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。ポイントを絞って御説明いただきました。皆様方から御質問や御意見をお願いします。それでは、お願いします。

○豊島正幸副委員長 資料 1 の暮らしの再建の最後の項目について、県内外の自治体からの応援職員の派遣は本当に心強いものです。次期総合計画の 31 ページにおいても、「被災市町村が十分な行政サービスを提供できるよう、人的支援や技術的助言などを実施します」とあります。そこで、今後ますます人的支援が必要な分野の 1 つとして、遺跡の発掘現場及び発掘成果の成果報告書の作成が挙げられます。これまで考古学分野の人材の応援を得て、復興事業に関わる多くの遺跡発掘が進められてきました。そのため、これから膨大な出土量の整理、分類、報告書の取りまとめが必要となります。被災自治体に派遣されている応援職員は、次第に減っていくとは思いますが、しかし、発掘に携わった応援職員が発掘報告書の作成まで携われるような状況を作っていただくことを望みます。これは、発掘現場の声です。三陸沿岸地域の発掘成果は、私も本当に貴重だと思うものがたくさんあります。例えば平泉に関するもの、沿岸と平泉の関係を考える上で大事な成果、あるいは三陸

ジオパークのストーリーづくりに活用できるものなど、大変貴重です。これらが三陸の宝として活用できるためにも考古学分野の応援職員の派遣継続をお願いしたいと思います。

続いて、資料2-2に関してですが、16 ページ（3）新たな再生可能エネルギーの開発及び利活用に係る研究について、取組実績として岩手県水素利活用構想（仮称）を策定するとあります。岩手県の水素利活用の方向性を示すものですので、骨子を御紹介ください。

例えば長崎県五島市では洋上風力発電と連携し、水素を利用した漁船の技術開発を進めております。これは大手企業を中心に行っておりますが、岩手県においては水素の利活用に、重点をどこに置き、進めていくか、その方向性を教えてください。以上です。

○平山健一委員 平山です。私も派遣職員についての意見のため、一緒に述べさせていただきます。

進捗状況について順調に進んでいるので、残っている仕事も徐々に少なくなっていると思います。豊島先生は派遣職員がまだ必要というお考えですが、私は派遣元のことも考え、そろそろ縮小の方向にかじを切るべきだと強く思っています。

一方で、市町村の行政の体質について、自主性をもう少し強める施策が必要になってくるのではないかと思います。現在の派遣職員の状況、実態については、教えていただければと思います。以上です。

○小野政策地域部副部長兼政策推進室長 政策地域部でございます。全国の自治体等からの市町村への職員派遣についてでございますが、毎年各市町村から必要人数の派遣要請を受け、それぞれ全国市長会や全国町村会と連携しながら派遣を行っており、数的には徐々に減少しております。特に沿岸北部の市町村では収束しつつあり、減少しております。現状では、沿岸南部の市町村から引き続き派遣要請があり、必要数の9割程度はお応えしております。全国で様々な大規模災害が起こっており、派遣要請することも大変な状況にありますが、都道府県等を回りながら派遣継続をお願いしております。

当部市町村課では、各市町村を回って行財政についての意見交換を担当レベルで行っております。その中で行財政の様々な課題に加え、派遣職員や今後の職員体制について意見交換を行っているところでございます。現在、派遣職員が行っている業務をどのように引き継ぎ、または正職員業務に戻していくかを考えております。先ほどお話しした沿岸南部をはじめ、なかなか直ちにはいきませんが、派遣終了を意識しながら市町村と意見交換しております。

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 環境生活部、高橋でございます。豊島委員から水素の今後の展開についての御質問がありましたので、回答させていただきます。

総合計画の中で水素について、水素利活用推進プロジェクトとして技術開発途上の技術であり、ここ数年で十分に利活用できる状態にすることは難しいと思っております。

しかし、国内では東京オリンピック等で水素を様々な場面で活用するとしておりますので、岩手県においてもその活用を進めるべきとして、プロジェクトを掲げ、今後の技術を活用しながら進展を待つとしております。

具体的な内容ですが、まず水素エネルギーについて、できる限り再生可能エネルギーから水素を活用、製造することを前提に、日常生活で使用できるよう、検討を進めてまいりたいと思っております。またモビリティについては、車、自動車について普及ができないかと事業者等と検討していくこととしております。

さらに、水素に携わる技術・産業について、将来的に一定の雇用創出が行えるよう、推し進め、調査研究をしてまいりたいと思っております。

当面は、水素活用について普及啓発を行いながら、今後の水素技術の進展に合わせて、本県での普及を図ってまいりたいと思います。

○豊島正幸副委員長 既に開発されている技術を岩手に合うように活用することは大事ですが、長期ビジョンの記載は技術革新のチャンスだと思っておりました。しかし、今のお話では岩手に合うようなものにしていくための技術開発の部分が強調されている。そうであれば、しっかりと技術開発をしていくといった文言を入れることが必要だと思います。そこだけに特化しなさいという話ではなく、スタンスを明確にすべきだという意見です。

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 プロジェクトでは、水素製造について、技術開発が進むと考えておりますので、実証フィールドの提供等を構想しております。岩手県による技術革新は、なかなか難しい点がございますので、実証フィールドの提供等によって、本件での技術普及を行うことを本プロジェクトで掲げております。

○齋藤徳美委員長 本来は、岩手の新技術として、産業に結びつけばよいですが、そのためには、研究助成費などもかかり、今すぐにとというのは難しいと思います。そのため、地域特性を活用し、推進していく構想と承りました。

○豊島正幸副委員長 はい。あと1点、先ほどの応援職員についてですが、考古学の分野もありますよということだけぜひお忘れなきようお願いいたします。

○齋藤徳美委員長 現実に沿岸南部は、まだ土地の造成や様々な土木事業で専門の技術スタッフが必要ですので、いきなり派遣職員がいなくなると、大きな支障をきたすと思います。その一方で、いずれ長期にわたってまちづくりを進めていくため、地元職員を育成していく、それをバランスよく進めていくべきだと思います。続いて、広田委員、お願いします。

○広田純一委員 資料2-1の3 東日本大震災津波伝承まちづくりプロジェクトについて、東日本大震災津波伝承館と高田松原津波復興祈念公園が整備されつつありますが、現在、伝承館は復興局、公園は県土整備部が担当されています。今後も担当部署は変わらないのでしょうか。このように申しますのは、復興祈念公園は関係する機関や団体が非常に多くあります。国、市、市民協働、様々な団体に開園後の運営や維持管理の一部を受け持ってもらおうということで計画されております。そのため、施設が出来上がった後の県の窓口は一本化しておいた方が手続的な部分も含め、良いと思いますが、いかがでしょうか。

○和村復興局まちづくり再生課総括課長 まちづくり再生課です。現在、公園は国と県と市が共同で作っております。国に関しては、三陸国道事務所と公園事務所、県は都市計画課と復興局、そして陸前高田市の5者で協定を締結し、作業を完了するとしております。最終的に、その5者で一体となって管理できるようにしたいと考えており、事業についても管理形態等、徐々にまとまりつつありますので、今後具体的に取り組んでまいります。

○千葉技監兼副局長 引き続き、復興祈念公園は県土整備部の都市計画課、伝承施設の管理運営については、県復興局が担当してまいります。

○広田純一委員 その場合、復興局はいつまで残るのが問題となります。要するに公園がオープンするのはもう少し先ですが、復興局が無くなった後については、いかがでしょ

うか。東日本大震災津波伝承館については、県がしっかりと担当部署を作る、それぐらいの本気さを求められていると個人的には思っており、ハードができた後の管理運営も非常に重要だと個人的に思っています。そのため、複数の部署で担当するのではなく、1つの部署が責任を持って担当をしていただきたい。さらに復興局はずっと続くわけではありませんので、このことについても現時点でどのようにお考えなのか、お伺いしたいです。

○千葉技監兼副局長 復興局は、たしかに永続的な組織ではございませんが、復興局で伝承館を建設し、管理運営いたします。いずれ復興局がなくなった後も、当然県としての管理運営は継続しますので、復興局の業務を受け継ぐ部署がそのまま引継ぎを行います。また、祈念公園については従前のおり、都市計画課で行います。将来的に窓口が一元化するかについては、引継ぎの時点での考え方によると思いますが、現時点では伝承館と祈念公園の管理について、統一的なところまでは至っていないという状況でございます。

○広田純一委員 仮に復興局がなくなった後も伝承館を担当する部署が、県の中にあるということですね。以上で終わります。

○齋藤徳美委員長 昔から津波災害を振り返る際に、岩手県には津波の祈念館も博物館もないと言われました。私は震災前から二度と災禍を繰り返さないためにも、祈念館を作るべきだと申し上げてまいりましたが、結局作ることができないまま、東日本大震災では大きな大きな犠牲を出してしまいました

昭和の津波以降、ありとあらゆるハード対策、ソフト対策は行ってきました。かるた、紙芝居まで作りました。しかし、6,000人の犠牲を出しました。私は約30年、大学で思いつく限りのことを提案し、現地に入り、でも結果として6,000人亡くなったというのは、忸怩たる思いです。

今回、公園を作り、伝承館を作りました。大きな被害が出て、このように復興しましたということも大事ではあるけれど、伝承館では、なぜこんなに大きな犠牲を出したのかを検証し、多くの犠牲者を出してしまった原因となる証拠を集めたい。災禍を繰り返さないため、常にこの対策をしますということ、そして展示で終わるのではなく、様々な人が集い、防災の新たなステップへと進めていける環境を整えることが必要だと思います。そうでなければ、閑古鳥が鳴いてしまう。ただ建物や公園が残ったという状態にならないよう、様々な意見を出させていただき、随分取り入れていただいております。

伝承館の目的は2つ。1つは二度と繰り返さないため、対策、施策推進のブースターの役割。そしてもう1つは今後起こるであろう震災に対して、犠牲となった慚愧の思いを発信する役割。これは、観光資源やまちのメーンの呼び込む材料になるかもしれません。そうした要素があるので、県として、次に災禍が起きないためにきちんと運用しする部署を明確にしていいただきたい。大金をかけて作っているので、管理については、もっと真剣に考えてほしいと思います。

○広田純一委員 ありがとうございます。齋藤委員長がおっしゃたとおりですが、アーカイブや沿岸市町村の伝承館・メモリアル館等の様々な施設のネットワーク化など、上手な運用が求められており、沿岸市町村の連携組織で行うことが望ましいと思っております。そのためにも、県がある程度音頭をとり、調整していかなければなかなか進まないと思うので、県の復興計画としては一段落つきますが、この点は県としてイニシアチブをとって行っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤徳美委員長 大槌町の旧庁舎について、各社報道しておりますが、発災当時、標高3 mの場所に町が災害対策本部を作っており、過去繰り返された災禍の教訓を活かせていなかったのです。まして沿岸12市町村で唯一避難勧告も避難指示も出さなかった。これは明らかに失策です。住民は自分で命を守る責務があります。しかし役場には町民の命を守る最大の責務があります。これらの検証を行う必要がありますが、旧町役場が壊されることが決まっております。県は大槌町の自主性を重んずるとしてしておりますが、被災県である岩手県として、各自治体がどのように対策を行うかについては、県がもう少し強い指導力を持つべきではなかったかと感じております。

震災遺構は各所にあります。私が検証した釜石の鶴住居地区防災センター、これは釜石市の失策も認め、今後はこのような対策を行いますということで遺族の理解も得ております。津波が来た高さのモニュメントもきちっと出すことで遺構を壊すということもありました。教訓を残しながら、前に進む形で生かしていかなければ、同じ災禍を繰り返してしまうと心配しております。続いて、南委員、お願いします。

○南正昭委員 資料1で御説明いただいた進捗状況について、今後総合計画に引き継がれ、未実施の事業についてもフォローされていくと理解しました。また、その評価についても、続いていくと考えてよろしいでしょうか。次期総合計画においても、復興推進プランの枠組みの中で未実施の事業も実施されていくという理解でよろしいのでしょうか。

もう一点、三陸創造プロジェクトについて、資料2-1裏面で示されているような形で、長期ビジョンや復興推進プラン、政策推進プラン、各々で評価されていくということになるという理解でよろしいでしょうか。

○佐々木復興推進課総括課長 1つ目ですが、第3期復興実施計画での実施事業につきましては、新しい復興推進プランの事業の中に、工程表という形で構成する事業を盛り込んだ案を作っております。第3期実施計画の事業を基本としながら、現在の復興の進捗状況を踏まえ、見直すところを見直ししながら必要な事業は引き続き新しいプランに引き継ぐ形となっております。そのため、評価方法についても、来年度以降も復興委員会の体制を継続するので、基本的にはこの専門委員会及び復興委員会での評価という体制で続けていくことで考えております。

続いて、2つ目の三陸創造プロジェクトについて、様々な取組が入っておりますが、それぞれのプロジェクトの進み具合がかなり具現化してきたものや、今後様々な重要な将来を見据えた取組もございますので、その取組についてそれぞれ検証し、その取組内容にあわせ、政策推進的なのは政策推進プラン、復興部分が強いものは復興推進プラン、長期的に見据えた取組は新しい計画のプロジェクトに振り分け、それぞれに引き継いでいくという形でございます。今回の三陸創造プロジェクトは今期の計画で終わり、それぞれの取組がそれぞれの新しいプランに引き継がれていくということになります。

○平山健一委員 来年度からは、復興計画に関する様々な事業は総合計画審議会の中で取扱われ、復興について総合計画審議会が主たる所掌となると思います。その際、復興委員会と総合企画専門委員会と総合計画審議会が並行して議論するとなった場合、同じ方向に向かえばよいですが、相反した場合はどのようになるのでしょうか。

○佐々木復興推進課総括課長 これまで県民計画は総合計画審議会、復興基本計画は復興委員会及び総合計画審議会等で議論を行っていただきました。来年度も今年度同様、復

興部分につきましては、復興委員会及び専門委員会で御検討していただき、それをもとに総合計画審議会に結果を含め、最終的に一本にさせていただく形で考えておりますが、現在検討中でございます。

○平山健一委員 今年度はよく御議論を整理していただき、総合計画審議会でも復興の状況を理解していただくため、我々が分かりやすく取りまとめ、お渡ししました。今後2年間復興委員会や専門委員会が残るとのことですので、ぜひ、議論の交通整理はしっかり行っていただきたいと思います。

○齋藤徳美委員長 総合計画の進捗について、実務的に検討する場がありません。年に一度、委員が集まっても、大勢いる場では、ほとんど実質的な議論はできません。

総合計画は10年間を総括する前に、新総合計画を作るので、私個人としては、総合計画が非常にぶった切れているという思いがあり、新県総合計画の推進委員会を作ることを提言しました。毎年、評価検討できる場を設けました。しかし指標が目目の数値に固執するようになり、残念ながらそれはなくなってしまいました。総合計画を作っても、大人数のいる審議会では一つ一つの事業について細かく意見交換することは厳しい。

すなわち、復興に関しても、総合企画専門委員会のような場で議論をし、申し上げるという役割はまだ必要だと感じております。そのため、しっかりと委員会・審議会のすみ分けを行っていただき、整理していただければと思います。

○小野政策地域部副部長兼政策推進室長 政策地域部でございます。次期総合計画に関しては、総合計画審議会において全体を所掌するものでございまして、当然、復興部分につきましても、次期総合計画の中に位置づけておりますので、総合計画審議会において責任を持って総括すべきものと考えております。

一方で、復興委員会や専門委員会におきましても、設置要綱等に基づいて、復興に向けた提言や、復興の現状、課題分析について担われております。そのため、全体においては総合計画審議会の役割であります。復興については、委員長お話しのように、まだ専門的な観点から様々な調査或いは提言等をいただければと考えておりますので、そこについては、改めて復興局と政策地域部で相談し、先ほどのような御懸念が生じることのないよう調整しながら、引き続きお願いできればと考えております。

○齋藤徳美委員長 よろしくお祈いします。それでは、若林委員。

○若林治男委員 現時点で、国の復興創生期間はあと2年。しかし、三陸の復興は未来永劫続くという気持ちで携わらなければ、次の津波が来た場合に対応できない状況に陥るとい認識を持つ必要があると思います。

復興で社会インフラは徐々に整備されていますが、忘れてはならないことは、これをうまく活用しなければならぬ。道路や災害公営住宅、伝承館。上手く使わない限り復興ではないので、今後利活用を考えていくことが重要だと思います。

三陸は幾度となく津波の被害を被っていますが、こんなにたくましくこの地域を守っています、こんなに魅力的な地域になっていますということを、世界に発信できることを目指し、行動し、情報発信していくことが一番必要なことだと思います。

今、問題になっているのは、残った社会インフラ、移転跡地、移転元地の活用です。また、三陸沿岸の基幹産業である水産業の立て直しのため、どのようにすべきかについては、計画に盛り込まずとも、県として施策を打ち出していかなければ難しい状況になってしま

うと感じています。

漁業者の高齢化が進んでいるが、水産業の労働環境は依然として厳しい。そのため、養殖技術や機械化等で支援していくことで、水産業を立て直していかなければならないと思う。

また、産業振興について、伝承館のアーカイブも大手印刷会社が受注しているが、地元企業をかませないと新たな技術の習得につながらないし、資金も人材も全部持っていかれてしまう。地域内で回すという基本的な発想を持たない限り、地域の自立はできないと思うので、ぜひ考えていただきたい。以上です。

○照井農林水産企画室企画課長 農林水産部です。若林委員からの御指摘のとおりだと思っております。ハード関係の復興について、農林水産部関係はほぼ終わっており、海岸保全施設を残すのみとなっております。

一方、水揚げや養殖等の水産業につきましては、震災前の3年平均に比べ約6割、サケなどは、それをさらに下回る結果となっております。今後は、ソフト関係の復興、水揚げ関係あるいは漁業者の所得向上が非常に大きな課題であり、この解決なくして農林水産業、水産関係の復興はあり得ないと思っております。

そのため、今後はまず人づくりと産地づくりと高付加価値化という大きな視点に立ち、人づくりにおいては、来年度から水産アカデミーを開講し、若い人材育成あるいは漁業に就きたい方々の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、産地づくりにおいて、特にサケについて、ふ化場は復興してきましたが、サケはなかなか戻ってこないという課題があります。この原因究明を進めるとともに、海水温の高まりにより死んでしまうサケの稚魚が多いのではないかという知見もありますので、海水の環境変化に強いサケの養殖技術開発に努めてまいりたいと考えております。

さらに、高付加価値化においては、様々な養殖・水産加工施設が、復興関係で新しくなっております。また、高度衛生品質管理について、市場だけでなく生産部門や加工部門も一体となり、地域全体で高度衛生品質管理に取り組む、地域として鮮度、高品質を打ち出していこうという考えであり、これからは正念場だと思いますので、今後強い意気込みを持って取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○佐藤商工労働観光部副部長兼商工企画室長 商工労働観光部でございます。産業振興について、大手だけでなく、地場の中小企業支援を行うべきという御指摘についてですが、現在、いわて県民計画の策定に併せて、岩手県中小企業振興第2期基本計画を策定しているところでございます。中小企業の受注機会確保をしっかりと行うべく、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律や、本県の中小企業振興条例、県が締結する契約に関する条例を基に、中小企業の受注機会確保に努めるとしてしております。この中小企業振興第2期基本計画の中で、中小企業への受注の指標を設定し、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○齋藤徳美委員長 若林委員、堤防や道路については、そのほとんどを国がお金を出し、大手が受注しているように思いますが、地元を下請等で金銭的・技術的プラスがあるか否かについては、どのように評価されているのでしょうか。

○若林治男委員 金額的なものにより、ランクづけがあるため、現段階では大手が大半を受注していると思います。一部、三陸沿岸道路など、小さな工区については地元企業が担

っているところもあります。国の意見としては、地元企業が入っていないと、機動力や弾力性がなくなってしまうので、そのために入れているということのようです。

また、地方の発展ためには、発想を少し変えねばならないと思っています。インフラが整備されて終わりではなく、三陸道を除き、今後も県や市町村がインフラの維持管理を行わねばなりません。そこで、一つの例ですが、防潮堤の大きな斜面やコンクリートの壁面を太陽光発電施設に使い、管理費を捻出するという方法も良いのではないかと個人的に考えています。つまり、あるものをどのように活用して維持管理を行う、とにかく稼ぐという発想を今後は行っていかなければならないと思います。現時点で制約があったとしても、条例など自分たちで作ったものであれば改正するなど、これからの人口減少時代を生き抜くための制度変更は行っていかなければ、地域が立ち行かないと危惧しています。

○齋藤徳美委員長 1,000年に一度の津波に耐えられるということで立派な防潮堤を作りましたが、その後の維持管理は県や市町村が行わねばならないということを真剣に考えなければいけないと思います。これまでも箱物は国が作り、管理は県や市町村ということで、〇〇センターなどと作っていますが、赤字の所が多い。同じことを繰り返さぬようにという若林委員からの御指摘だったと思います。それでは、谷藤委員、お願いします。

○谷藤邦基委員 資料1、2を拝見させていただきましたが、記載内容はほぼ問題ないと思います。むしろ問題は、やはり人口問題にあると思います。様々な施策の進捗状況が書いてありますが、進捗状況が全て達成しても人口に関わる部分が見えてこないのが、本当に復興するのかという不安があります。

そのため、県に人口ビジョン、市町村にも人口ビジョンがあるのと同様に、沿岸被災地を一くくりにした人口ビジョンが必要だと思っています。その人口ビジョンは人口動態分析や将来予測が必要だと考えています。平成27年の国勢調査の結果がある程度出そろったところが一つの契機でしたが、その後誰もフォローしていない。そうしているうちに、実は来年国勢調査があり、平成27年のデータの鮮度は落ちてしまっている。とにかく人口動態分析を行い、将来予測を行って、今後県として何をすべきかという本音ベースの議論をしていかなければ、今後立ち行かなくなるのではないかと危惧しています。

インフラができて、人がいなければ意味がないのです。インフラをどのように活用するかと同時にその効果をどう反映させていくか、効果をあらしめるためにはどうすべきかという議論、そのベースに人口があると思います。そのあたりの議論が十分にできてこなかったという反省があるため、進捗状況に記載のあるものはあまり問題視しておらず、むしろ、記載されていない内容にこそ問題があるという認識を持っております。以上です。

○齋藤徳美委員長 たしかに我々の評価は取りまとめたものに言及することが多いですが、実際には書かれていないことの中にも問題はあつたということが現実だと思います。

人口減少問題に関しては、なぜ三陸の各市町村が一体となって、将来のビジョンや施策について議論が行えないのかと思います。たしかに昔は隣の集落に行くために岬を船で回っていくしかないので、各地域バラバラでした。しかし、大災害を受け、道路は繋がり、12市町村が容易に往来できるようになった今、全体の将来構想が必要です。当然そこには人口減という問題も強くあります。だからこそ、一体化して地域のあり方を検討し、協調したまちづくりが必要だとこれまでも申し上げてまいりました。しかし、未だに三陸のビ

ジョンは見えてきていないと個人的には思っています。

さて、続きまして、(2) 岩手県次期総合計画についての説明をお願いします。前回の本専門委員会で意見を出ささせていただき、取り入れていただいていると思いますので、変更点を中心に御説明いただければありがたいです。よろしくお願いします。

○岩渕政策地域部政策推進室政策監 政策推進室の岩渕と申します。議事(2) 岩手県次期総合計画について、はじめに私から長期ビジョンに関し、中間案からの変更点を中心に説明させていただきます。

長期ビジョンにつきましては、岩手県総合計画審議会からの答申を踏まえた計画案を県議会12月定例会にお示しし、御議論いただきまして、その中での意見を踏まえた見直しを行い、2月定例会に最終案を提出することとして現在作業を進めております。

資料3-1を御覧ください。左側が変更前で、右側が変更後のタイトルとなり、その横に長期ビジョンの該当ページを記載しております。まず、計画の名称について、現在の「いわて県民計画」に引き続き、県民みんなで10年後に向けて取り組んでいくという定義づけの計画となることなどを踏まえ、「いわて県民計画(2019~2028)」とし、アクションプランにつきましては、記載のとおり名称としております。

第2章の「岩手は今」に関して2ページから6ページまで記載しております。まず2ページですが、県議会における議論を踏まえ、グローバル化の進展に伴う格差拡大に関する記述、地球環境問題への対応に関する食料問題に関する記述の追加、価値観の変化に関する多様な働き方の表現を見直すこととしております。

3ページは、県議会におきまして、産業政策全般の方向性を明らかにするとして、岩手の変化と展望の中で、産業全体の底上げを図る総合的な産業政策の重要性、また需要が高い製品を県内で生産し、これを雇用に結びつけ、その所得を県内で循環させていく、またそうした関係資材を県内から調達していく、いわゆる地域内経済循環の必要性に関する記述を追加し、第5章においても記載しております。

4ページでございます。県の強み、弱みに関する記述ですが、医師の配置、女性医師に対する育児支援、さらには医師の地域偏在や看護職員等の医療従事者の不足をはじめ、医療提供体制等に関する記述を具体化しております。

6ページでは大船渡市の吉浜スネカがユネスコの無形文化遺産に登録されたことを強み・チャンスへ追加を行うこととしております。

7ページです。第3章の「基本目標」に関する部分の見直しは、第4章以降に関連した見直しですので、説明は省略させていただきます。

8ページを御覧ください。第4章の「復興推進の基本方向」に関する部分につきまして、復興委員会における御意見等を踏まえ、従前は「復興計画期間内に整備が完了しなかった一部の社会資本」としておりました表現を見直ししております。また、第1章の「理念」に掲げておりますSDGsの「誰一人として取り残さない」、この考え方につきまして、復興推進の基本方向にも盛り込むこととしております。

9ページです。10の政策分野の取組等に関して、前回の当委員会におきまして、今後、健康寿命を伸ばしていくことが大切という御意見等をいただき、これを踏まえ、長期ビジョンの中に主要な指標として健康寿命等を盛り込むことにしたところでございます。

また、10ページに参りまして、各分野共通いたしますが、「みんなで取り組みたいこと」

として盛り込んでいる、いわゆる県民の役割分担等に関しましても、様々な場面において、さらに具体的に盛り込むべきといった意見をいただいておりますので、各分野で具体化しております。以降、15 ページまで同様の見直しを行い、各分野ごとに整理している形となっております。

16 ページを御覧ください。16 ページ、第 6 章の「新しい時代を切り拓くプロジェクト」、11 のプロジェクトでございますが、名称の変更、順番の変更等を行いますとともに、それぞれのプロジェクトの内容を具体化しております。

17 ページと 18 ページは、第 7 章の「地域振興の展開方向」になります。17 ページでは、県央広域振興圏の目指す姿の表現を見直すとともに、下段では東北の拠点にふさわしいまちづくりに関する記述を具体化しております。

さらに、19 ページに参りまして、第 8 章の「行政経営の基本姿勢」につきまして、広聴広報活動を通じた県政に関する理解促進に関する記述の追加等を行うこととしております。

続いて、資料 3—2 を御覧ください。まず、表紙でございますが、記載のとおり、計画の名称は、「いわて県民計画（2019～2028）」としております。

25 ページをお開きください。第 4 章の「復興推進の基本方向」でございます。アンダーラインの部分が従前の社会資本に関する記述を見直した箇所ございまして、次に 27 ページが S D G s の「誰一人として取り残さない」の考え方を盛り込んだ箇所となっております。

36 ページです。第 5 章の「政策推進の基本方向」における 10 の政策分野の取組方向に関する部分につきまして、健康・余暇の分野の主要な指標として健康寿命、余暇時間、これを新たに盛り込むこととし、同様に各分野に主要な指標を掲げており、これらにつきまして、71 ページに参りますが、主要な指標の一覧として、各分野の関連指標を掲載しております。

72 ページからはプロジェクトに関する記載でございます。続いて 78 ページをお願いします。11 のプロジェクトのうちの三陸防災復興ゾーンプロジェクトにつきましては、「1 プロジェクトの狙い」や、「3 内容」をより具体化しており、例えば 78 ページのウでは、三陸鉄道の利活用、まちのにぎわいに関する記述等も盛り込んでおります。

79 ページでは、10 年間の具体的な工程表を記載しております。

88 ページは農林水産業高度化推進プロジェクトに関連する部分ですが、先ほど農林水産部から説明がありましたけれども、「(3) 生産技術」に、「水産資源の造成等による攻めの地域漁業の推進」の「ウ 高水温に強いサケ資源の造成」などの取組もプロジェクトで取り組んで参りたいと考えております。

資料 3—3 は、前回の復興委員会等における主な意見の計画への反映状況をまとめた資料となります。内容は、ただいまの説明の中で触れさせていただきましたので、詳細の説明は省略させていただきますが、特にアクションプランにつきまして、現在、さらに内容の精査を進めているところですので、様々、御意見を頂戴できればと考えております。説明は以上です。よろしくお願いたします。

○佐々木復興推進課総括課長 引き続き、復興局から復興推進プラン関係について御説明させていただきます。

資料 4—1 を御覧ください。復興推進プランは、長期ビジョン第 4 章の復興推進の基本方向を受け、2019 年度から 2022 年度までの 4 年間の具体的な復興の取組、実施事業を掲

げるものとなります。それでは11月の復興委員会からの変更点を中心に御説明します。

まず、「はじめに」ですが、1 策定の趣旨につきましては、長期ビジョン同様、文言整理をプランでも行っております。海岸保全施設の記載の部分については、今回から各分野に事業の工程表を追加したところであり、社会資本などの整備に係る事業におきましては、一部で施工条件の変化等によっては工程表で示した事業の今後の工程に影響が出る場合も想定されるという旨を記載しております。

続いて、2 ページになりますが、3 プランの構成について、プランの期間の構成事業につきまして、社会情勢の変化等を踏まえて必要に応じ見直しを行うこと、特に2021年度以降の国の復興創生期間終了後の事業内容については、今後の復興状況、それから国の動向を踏まえて決定する旨を記載しております。

復興推進の取組につきましては、先ほど申し上げたとおり、各分野に第3期復興実施計画に掲載した事業を基本としつつ、必要な見直しを行いながら実施事業の工程表を追加しております。

防災のまちづくりの記載以降は、前回の委員会で記載していた各分野の主な取組内容につきまして、工程表の掲載に合わせ、完了していない施設等の整備や継続して取り組む事業の内容も踏まえ、取組の記載の修正を行ったもの、そして復興委員会等での意見を踏まえて追加記載等を行ったものになっております。

主なものを御説明いたします。5 ページを御覧ください。商工業の中小企業者の事業再開や経営力の評価、新たな事業活動などの取組の促進におきましては、当総合企画専門委員会の意見を反映し、商工業における新たな交通ネットワークを活用した取組を追加記載しております。

観光につきましても当委員会の意見を反映して、災害時の避難場所等の情報提供等、安全・安心な観光地づくりの推進の取組を追加したところでございます。

また、新たな交通ネットワークの活用による誘客促進、交流人口の拡大の部分におきましては、三陸防災復興プロジェクト2019を契機とした三陸鉄道に係る商品造成等の支援についても記載しております。

さらに、6 ページの事実・教訓の伝承につきましては、震災津波の教訓の伝承に関する事業を新たに盛り込むことに伴いまして、細項目を追加したものでございます。

それから、次の防災・復興を支えるひとつづくりという部分では、大学等と連携した防災教育の推進の取組について新たに記載したところでございます。

続きまして、資料4-2を御覧ください。プラン個々の取組については、前回委員会で説明しておりますので、説明を省略させていただきますが、今回追加記載した復興の取組の構成事業、いわゆる工程表の記載内容について説明させていただきます。

4 ページに工程表の凡例を記載しておりますが、事業概要の吹き出しを御覧ください。①2020年度までの完了を目指し、2020年度までの継続を想定する事業、②2021年度以降も当面の間継続する事業については、2019年、2020年の2年間の事業の概要を記載しています。③復興の取組として永続的に実施する事業につきましては、2022年度までの4年間の事業概要を記載しており、さらにそれぞれの事業期間における復興の進捗が確認できる事業の計画値という形で、指標を記載しております。また、実施年度については、それぞれの事業に応じて矢印を記載しておりますが、2021年度以降も当面の間継続する事業につ

いては、国の復興創生期間である 2020 年度終了後の事業内容について、財源や復興の進捗状況を踏まえ、必要に応じて復興事業としての内容の見直しを行うこととしております。

6 ページ以降が各分野の取組です。6 ページは、I 安全の確保に関して、主な取組内容の記載の後、8 ページからは構成事業一覧、いわゆる工程表になっております。

また、15 ページからは、II 暮らしの再建となっており、主な取組内容のうち復興事業独自の取組に加え、多様化する課題に対応するために政策推進プラン等に掲げる施策なども連携して、よりよい復興を推進していくという観点から主に政策推進プランと連携して取り組む事項につきましては、星印を付しております。

その後、18 ページからは工程表を掲載しております。

さらに、40 ページからが、III なりわいの再生、66 ページからが、IV 未来のための伝承・発信という柱になっており、同様の考え方で主な取組内容、工程表を掲載しております。

なお、この構成事業につきましては、平成 31 年度の当初予算要求段階のものとなり、今後予算編成の過程で変更が生じる可能性はあります。説明は以上でございます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。次期総合計画については、本専門委員会の委員の方々からの意見を取り込んでいただけたものと理解しております。

それでは各委員から御意見いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○谷藤邦基委員 私は、総合計画審議会の委員も務めておりますが、総合計画審議会ではあまり復興については話題にならないというのが、率直な私の認識や印象です。逆に言えば、長期間、復興に関わってきた専門委員会や復興委員会で十分議論していただいた結果を出していただければよいという雰囲気であります。そうした意味において、この場では復興に特化して申し上げるべきだとは思いますが、先ほど申し上げたとおり、計画も含め記載に問題があるとは思っておりません。

1つ確認させていただきたいのは、資料 4-2 の 2 ページの 3 プランの構成について、3 つ目の項目が追加になっておりますが、「特に、2021 年度以降の事業の実施及び事業内容については、今後の復興状況や国の動向を踏まえて決定します」と記載されており、これは 2 年後にまた改訂版が出るような認識ないしイメージを持っておいた方がよいということが気になりましたが、いかがでしょうか。

○佐々木復興推進課総括課長 復興推進プランは、4 年間のプランであります。国の復興・創生期間という部分で、国が中心となっていて行っている事業や国の財源で行っている事業は、ある程度区切りが出てまいりますので、事業レベルの見直しの必要が出てくるのが予測されるため、基本的には 2 年後に事業レベルの見直しを想定しております。

○谷藤邦基委員 骨格を維持したまま、事業については、予算、その他の絡みもあるということですね。その場合、委員会で議論を行うという認識でよろしいでしょうか。

○佐々木復興推進課総括課長 被災地の復興状況等を調査し、本専門委員会や復興委員会等の御意見をいただきながら、運営していくことになると思います。

○谷藤邦基委員 了解しました。

○齋藤徳美委員長 では、豊島委員。

○豊島正幸副委員長 私からは 3 点述べます。1 点目は、長期ビジョン 106 ページです。「東北の拠点としての機能を担っている地域」という表現がありますが、「北東北の拠点」ではないでしょうか。私の認識では、以前から盛岡圏は北東北の拠点を掲げていたと思

ます。東北の拠点であれば、戦略的に異なりますので、御確認をお願いします。

○岩瀨政策地域部政策推進室政策監 県央広域振興圏の拠点の考え方は、東北の拠点でございます。この考え方につきましては、委員のおっしゃるとおり、北東北三県連携として様々な取組を実施しております。しかし、今回、産業振興面について、北上川バレープロジェクトなど、本県産業集積地区の北上地区の状況を踏まえ、もはや北東北だけでなく、今後 10 年に向けて県央広域振興圏を含め、東北の拠点としてプロジェクトを進めてまいりたいと考えております。

○豊島正幸副委員長 東北の拠点と北東北の拠点では、戦略は変化するものと思いますが、例えば北上川流域あたりの産業振興を考えたときに、北東北ではおさまり切らないというのが大きな理由のようですので、そこは受け入れたいと思います。

しかし、そのためには、それなりの戦略があってしかるべきだと思います。東北の拠点と言うからには、しっかりとした戦略を立てていただきたいと思います。

2 点目です。各政策分野について、この度、幸福に関わる指標が設定されました。この指標は政策評価において活用されるものと思いますが、数値目標等は掲げるのでしょうか。

○岩瀨政策地域部政策推進室政策監 今回の次期総合計画でございますが、御説明した 10 年間の長期ビジョンと各 4 年間のアクションプランである政策推進プラン、復興推進プラン、地域振興プラン、行政経営プランを掲げております。

現行の「いわて県民計画」については、主要な指標は掲げておりません。一方、次期総合計画については、10 年先の具体的な数値目標を掲げることは難しいという基本的な考え方の上で、健康寿命を伸ばす、1 人当たりの県民所得を伸ばすなどの主要指標については、長期ビジョンに盛り込まなければ、県民の方々に非常に分かりにくいものになってしまうおそれがあるため、指標を入れております。その他はアクションプランに記載しており、目標値を設定し、毎年度の政策評価システムの中で評価していくという流れになっております。

もう 1 点、指標の位置付けでございますが、いわて幸福関連指標としており、幸福に着目したものにしております。指標のあり方については、「岩手の幸福に関する指標研究会」を立ち上げ、研究していただきました。そうした中で、やはり幸福度を図るのは県民の皆さんの実感、主観による面が大きいということで、これについては、毎年度行っております県民意識調査において主観的な幸福度の変動を見て参りたいと思っております。

その上で、補足するものとして、統計データに基づいた健康寿命のような客観的な指標も併せて掲げ、それを高めていくべきという報告がまとまっており、そうした統計データで幸福に関連するようなものを 10 の政策分野ごとに代表的なものをまとめ、掲げさせていただきます。

○豊島正幸副委員長 理解をいたしました。3 点目です。再生可能エネルギーに関してです。81 ページの 2 課題と展望に、「ウ 北いわての豊富な再生可能エネルギー資源を生かし地域の活性化につなげる必要があります」とあり、私もこの点は同意見です。しかし、発電事業者によるメガソーラー事業は、森林伐採の弊害も現に生じているところもあり、メガソーラーについては歯止めをかけてよいのではないかと考えます。

既に再生可能エネルギーの自給率 100%以上の自治体もあります。ただ、この自給率は単に電力量という数字上の話であり、地域にどのように利益をもたらしているかは自給率

とはまた別の話となります。そのため、大事なことは、地域活性化にどのようにつなげるかということです。その意味で注目したいのは、地域新電力の取組です。久慈市や北上市などで、それぞれの目的、狙いを持って地域新電力の取組が始まっています。北岩手に限らず、この地域新電力の取組が一層推進されるよう、県でも御支援いただきますよう、お願いします。以上です。

○岩渕政策地域部政策推進室政策監 この北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトについて、今回、名称をプラチナプロジェクトから変えました。地域内で経済を循環させる際に、エネルギー部分は地域外にお金が出ていく割合が非常に高いので、北岩手においてはバイオマス等を含め、地域で発電し、産業に結びつけ、雇用に結びつけ、所得を地域内で回していく地域内経済循環を上手く機能させていきたいと、本プロジェクトでは考えております。すなわち豊島委員のおっしゃるとおりでございますので、そうした視点を十分に持って、今後具体的に取組んで参りたいと思います。

○豊島正幸副委員長 ありがとうございます。そうであれば、若林委員の御意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○若林治男委員 自治体新電力ということで、久慈市から御出資いただき、民間企業6社で現在行っております。いずれ地域の中で経済循環やエネルギー循環を行い、域外に出ていくお金を抑えようという発想がありますので、みんなで連携しながら行っていければ、そのお金を子育て支援に回すこともできると思いますし、そうした取組が将来、大きく花開けば良いと考えております。

○齋藤徳美委員長 では平山委員、お願いします。

○平山健一委員 総合計画の中身も細かく記述され、分かりやすくなったと思います。1点、心配があるのですが、岩手の様々なプロジェクトの進め方について、産学官連携を非常に重視して行っていることは、とても良いことだと思います。しかし、最近は産学官連携、違った発想を持った者が集まって一緒に行く心構えができていくかということについては、懐疑的にならざるを得ません。INS（岩手ネットワークシステム）も最近、低調であることから考え、産学官連携をきちんと守り、岩手らしく様々なものを生み出していく仕組みを再構築しなければならないと思っております。

大学のコンソーシアムですら、産学官連携の発想は薄れており、非常に心配しているところでもあります。先ほど水産アカデミーのお話もございましたが、そのような準備はできているものなのでしょうか。よろしくをお願いします。

○小野政策地域部副部長兼政策推進室長 平山委員からお話ございました水産アカデミー関係でございますが、同時に岩手大学で釜石キャンパスも新しくできております。岩手大学から、釜石キャンパスを立ち上げるに当たり、県と様々な連携を行いたいということで、水産アカデミーは水産業に従事する方々のスキルアップや経営的なものを高め、釜石キャンパスでは学生が今後様々な分野で水産業に関わっていくということで、双方から県と大学の連携が望まれています。私も今年度、釜石キャンパスの立ち上げに当たり、地域政策について講義させていただいておりますが、産学官連携、水産関係について、実際に具体的な取組が進んでおります。

また、次期総合計画を進めるに当たり、これは県民計画でございますので、行政だけでなく、産学官は大きなポイントになるだろうと思っております。

先ほど北岩手のプロジェクトについてお話ししましたが、これも県立大学を中心に岩手大学、東京大学とも組みながら、技術的な知見と地域の課題、その間の空白地帯を上手くつないでいく、まさに北岩手の地をフィールドにして進めていこうとするプロジェクトがあり、年度内に準備をし、4月から体制を立ち上げようと考えております。

大学のあり方や、大学が今後、地域との地域課題の解決、地域振興との関係を強めていくことを求められていくと伺っています。

コンソーシアム、プラットフォームの立ち上げといったことについて、まだ中央、東京レベルの計画でございますが、今後地方において産学官のプラットフォームの立ち上げも、特に県や関係の大学が一緒になって行っていかなければならない分野として出てきているところですので、次の10年の計画を進めるに当たり、そうした様々な動きも踏まえながら、さらに強めていく必要があると考えております。

○平山健一委員 少し安心しましたが、最近では、20年前に齋藤委員長が携わっていた頃の非常に熱気ある雰囲気は薄れてきているように感じますので、力を入れて頑張ってくださいと期待しております。

○齋藤徳美委員長 INSが構築され、30年が経ちました。かつては、5大学のコンソーシアムも熱気を持って行いました。何よりも未来づくり機構は、組織的な連携という一つの大きな試みでしたが、それがたしかに現在は熱気がない。それは、ある程度役割を果たしたのかもしれない。しかし異なる形で、やはり岩手の特徴を生かしてほしいと思いますので、御協力お願いできればと思います。続いて、広田先生よろしく申し上げます。

○広田純一委員 一般論として、復興政策は期限付きで行うものであり、県も期限を決めて進めていると思いますが、なるべく早く一般施策に移行する方針のもと、進めるべきだと思っています。

自分が関わっているコミュニティについて感じますが、被災者の生活支援もいつまでも特別扱いするというのは逆に良くない面が非常に多くあります。阪神・淡路大震災の際の大きな教訓があり、個別支援を行い過ぎてしまうと依存関係が出来上がり、本来、自立支援すべきにもかかわらず、いつまでも支援関係が切れないう状態になってしまう。そのため、全ての政策分野において、一般施策への移行を計画的に進めていくことが、復興推進プランの期間の大きな役割だと思っていますので、意識して取り組んでいただければと思います。それは復興を切り離すことや復興を行わないことではないので。やはり一般施策への切替は非常に重要だと思っていますので、意識して推進していただければと思います。以上です。

○齋藤徳美委員長 復興はしなければなりません、いつまでも復興、復興というわけにもいかないと思います。それでは、南先生お願いします。

○南正昭委員 私からは教訓の伝承について申し上げます。県が行っている伝承館やアーカイブは後世に教訓を伝承するために不可欠だと思いますが、先日の大槌町旧役場の住民訴訟を拝見し、必ずしも伝承といえは是であるとは限らないということを考えさせられました。教訓の伝承には、賛否両論含まれている部分もあり、そうした双方の意見を率直に受けとめる部分が必要だと感じました。そのため、伝承プロジェクトを今後進め、事業を継続的に行っていくのであれば、そうしたことも意識して進めていただきたいと思います。教訓の伝承は、50年、100年後、次の震災の際に効いてくるものですので、長い目で伝承プロジェクトとしてつながっていくようお願いします。以上です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。私も何でも残せと言っているわけではありませので、そこは御理解いただければと思います。若林委員さん、お願いします。

○若林治男委員 まず、総合計画の感想ですが、よくやった、素晴らしいという評価をしたいと思います。

その上で、復興推進プランは、今後、国に最終的に岩手県としてこのような形でおさめ、課題はこれだ、というものを outsake なければならないと思います。東日本大震災を受け、国が検証すべきことがあると、ぜひ訴えてほしい。なぜなら、東日本大震災後の熊本地震も西日本豪雨も震災対応の方法が全て同じ繰り返しをしています。結局、今の省庁のあり方自体が変わっていないので、同じ法制度のもと、運用で行ってしまっている。本当にこれで良いのか、もっと良い方法はないのかと、国に投げかけていかなければならないと思います。仮に首都直下型の震災が来れば、さらなる被害が予測されているため、対応方法について真剣に考えていかなければならないという視点で、岩手県は言い続けなければならないと思います。突き詰めていけば、法制度体系の整備しかありません。例えば大規模災害救助法を新たに作ったり、一つの法律だけで対応できるようにしたりすることは絶対に必要です。現時点では、それができていないので、そこが心配する点であります。例えば権限移譲や財源も含め、もっと移譲してしまい、責任も負わせるパターンにするか否かについても明確ではないので、そこも投げかけていく必要があると思いますし、県も反省点等は、常に謙虚に持っていかなければならないと思います。以上です。

○齋藤徳美委員長 国に対しては、アメリカのような一体化した防災体制を作らないといけません。世界を見ても日本ほど自然災害の多い場所はありません。防災省という案も一時期、構想が出ていましたが、現在は立ち消えとなっている。しかし、そうした組織を作り、一体化した防災を行うことはとても重要です。南海トラフ地震では、3分で34メートルの津波が来る地域があると言われていています。国は情報は与えてくれるけれど、対策は各自治体で行いなさいという姿勢があちこちで見られ、非常に心配です。国民の命を守るのは国の責任。もちろん個人の責任もありますが、国民の命を守るのは国の責任、そしてこのような災害対策のための英知を集め、必要なお金を用意する。その上で各自治体も、住民も自ら守るべき行動へとつなげていくべきだと思いますが、現状では、このようになっておらず、大変心配です。これは、岩手県が訴えて、震災予算が本当に活かされたかを含め、地元の検証も必要かと思います。

○若林治男委員 最後に1つだけ総合計画で意識していただきたいことがありまして、県内人口はそれほど大きくは変わらないと思いますが、域内人口が変わりそうなので、そこは意識しておいてほしいと思います。

○齋藤徳美委員長 御意見いただきありがとうございました。

3 その他

○齋藤徳美委員長 今年度は震災から8年ということで一つの区切りとなりますので、委員から、これまでの復興の取組について、御意見をいただきたいと思います。箇条書きのような項目で結構ですので、よろしくお願いします。それでは、谷藤委員お願いします。

○谷藤邦基委員 まず、産業復興と人口安定に目処がついていない。
次に、インフラ整備は進んでいるが、今後の維持・管理が心配である。

また、事業者の二重ローン問題は、今後まだ続く問題なので留意が必要である。

このような問題意識の上で、将来的には5分で説明できる大構想が多分必要になってくるのではないかと考えています。そうした意味では先ほど沿岸の人口ビジョンについて述べましたが、人口だけ言っても始まらない。人口だけをどうにかしようと思っても難しいので、沿岸振興に向けた人口と産業のビジョンのようなものが必要になってくると感じています。

さらに、先ほど平山先生から産学官連携の話がありましたが、INSやリエゾンI、いわて未来づくり機構は現在も上部構造だけ残っています。しかし昔あったような見えないうつながりなくなってしまう印象です。下でつながっていたからこそ、上が生きていましたが、現在のように上だけ残っていても多分機能しません。そのため、若い方々に関係性の再構築をぜひ考えていただければと思います。以上です。

○豊島正幸副委員長 私からは大きく2点申し上げます。1点目は、この委員会では、横串を刺すような議論をお願いしたいということで、8年間、そのことが頭の中にいつもありました。微力ながらそうしたことを念頭に置きながら臨んでまいりました。

2点目です。これほどの甚大な津波被害を目の当たりにして、世の中の価値観は変わったと思いました。これからをどう考えるか語り合う、哲学カフェという語らいの場が多くのところ設定されたところに表れていると思います。

しかし、振り返ってみて何が変わったのでしょうか。ある面では何も変わらなかったと言えるかもしれません。けれども、その中に変わったこと、これを見出して、それをこれからの展開に芽を伸ばしていきたいと思いました。そうした目で振り返ったときに、これは何か変わったなと思えるものを3つだけ、キーワード的に挙げます。

1つ目、陸前高田のまちなかテラス、5つの店舗が一緒に軒を並べて一緒にやっという、あの結束です。経営学の教科書には全くない原理で皆さん集まりました。

2つ目、水産加工の特に中小企業で副社長あるいは専務を務めている若者世代、これが表に見えるようになった。そして、様々なチャレンジをしているということ、これは見守っていききたいと思えます。

3つ目、宮城県志津川湾のカキ養殖、これははっきり変わりました。何が変わったかという、これまでひしめき合っていた養殖いかだ、これを戦略的にみんなで減らそうという方向に決めました。そして、いい成果を生みつつあります。

もう一点注目したいのがASC認証、これを日本で初めて取得いたしました。これは、環境に配慮するのみならず、労働環境にも配慮したやり方です。このように変化したところがあるので、そこに注目していきたいと思いました。以上です。

○平山健一委員 私からは5点述べます。

1点目は、国の内外からの御支援の温かさを感じて、岩手県がどのように他から見られているか、歴史的に評価されてきたか、それを知ることができました。

2点目は、地元代表で計画を立てている。これが岩手の良さを残す、迅速な復興を成し遂げる大きな力となったのではないかとということ。

3点目は、復興支援、国の制度には順序があるということです。JSTの仕事をしていて感じたのは、工場を流された、経営者もいない、機械もない中でどうして文科省が技術開発の予算を付けたのか、国の一律的な対応に疑問を持った部分もありました。

4点目は、長期化ということについては我々の時間の感覚、思いがけない出来事があった、少し狂っていたなという反省はございます。

5点目は、ボランティアのあり方ですが、ボランティアは有償で、それで生活している人も多く、雇用の場の一つとしてボランティアを見なければならぬと思いました。また、ボランティアの支援は市町村単位で支援していることが、ボランティア活動の広域化を妨げているのではないかと感じています。以上です。

○齋藤徳美委員長 私からは2点申し上げます。本委員会で検討した復興の柱を安全の確保、なりわいの再生、暮らしの再建としたことは間違いでなかったと思います。それに基づき、復興局の皆さんをはじめ、県の各部署の方々の尽力は、大いに評価してもらいたいと思います。しかし、国の大きな予算、支援は、ありがたいですが、各省庁の縛りの中で、もう少し地域がまちづくりに活用できる自由度を考えてほしかったと反省として思います。

2点目は、ハード部門は、たしかに目に見える形で進展しましたが、評価できないコミュニティ、まちづくり等は大きな課題として残っていますし、三陸全体としての未来のビジョンも描き切れていませんし、大きな不安として残されていると感じます。以上です。

○広田純一委員 私からは3点にさせていただきます。

1つ目は、県の取組の評価についてです。私が高く評価したいのは、県主体の事業については、様々な課題に直面しつつも進行管理が非常にしっかりできていることを評価したいと思います。予定通り進捗しているもの、そうでないものと仕分け、進捗していない場合は何が原因かという進め方は、とても良かったと思います。これまで復興に関わられた職員の方々には本当に心から敬意を表したいと思います。

2つ目、特に初期段階ですが、市町村への支援や連携について、県は良くも悪くもあまり踏み込んでこなかった印象があります。少し物足りなく感じ、特に甚大な被害を受けた市町村にはもう少し積極的に関与して良かったのではないかと思います。

3つ目は、今後のことについてです。もちろん復興はまだ完了したわけでありませんが、今後の課題はこれまでも他の委員もおっしゃっていますが、私としては3点挙げたいと思います。

1点目は、コミュニティの形成、再建、強化について、これは全国的な課題です。自分たちの課題を自分たちで解決できるような地域を作る地域運営組織が、被災地でも必要とされています。災害公営住宅はゼロからコミュニティを作る話にもなっていますので、コミュニティ問題は引き続き重要だと思います。

2点目は、産業の育成強化です。三陸縦貫道もできますし、公共インフラの整備に伴って、いかに産業を育成するか、特に復興バブルがはじけて、もう既に影響が出ています。作業員が引き揚げ、飲食店関係、宿泊関係は大きな影響が出始めていますので、それを全部埋めるのは無理だと思いますが、中長期的な産業育成は非常に大きな課題だと思います。

3点目、教訓の伝承について、高台に作る復興祈念公園や伝承館だけでなく、岩手県の被災地全体をネットワーク化して、それをパッケージとして国内外に伝えていく。来る人に対してではなくて、もっと積極的に、例えば南海トラフの被害が想定される所は防災キャラバン行った方が良く思うのです。記憶の伝承については、一層、力を入れてほしいと思います。我々もそうですが、これほどの人的被害を受けたわけですから、様々なところからお世話を受けていますので、これは岩手県の責務だと思っております。以上です。

○南正昭委員 今はまだ途上だという意味を込めて2点申し上げたいと思います。

まず、地域レベルです。地域レベルというのは市町村であり、県であります。これまでの復興の経験を踏まえ、地域連携の新しい形を模索していかなければならない。個々の事業主体や個別地域が頑張ることはもちろんですが、それぞれの個性に合わせて、それらをつなぐ地域連携の可能性を新たに切り拓かなければならない。それぞれの利害や個別の短期的な利得や現場への批評、反発等にとどまることなく、個人の尊厳を、幸福を基調にしながら連携による相互作用、相乗効果を生み出せるよう震災復興への一丸となった取組が継続されるよう努めていかなければならないということです。

もう一つ、国土レベルです。広域的な視点からですが、歴史的な大震災を機に国土のレジリエンスというのを改めて再構築していくという視点を持たなければなりません。東日本大震災、南海トラフ等をにらんだ国土の再構築、南北軸、東西軸から成る国土の防災性を高めるというメッセージを強く発信していかなければならない。岩手から発信していかなければならない。東京を基点として、北海道を終点とする南北軸を強化することで、これまでの東京を基点とし、九州を終点とする東西軸に対してリダンダンシーを確保し、国土保全を図っていくというメッセージを岩手から発信していくことが必要であると思います。以上、2点、よろしく申し上げます。

○若林治男委員 震災はいつ来るか分からない。明日かもしれない。常に備えなければならぬ。しかし今の備えはどうか、その体制はあるか。行政、消防、警察、自衛隊、民間は現段階では、連携が多分とれていないと思います。だから模擬訓練でも良いので、連携する機会を作らないと、ゼロからの調整では震災に対応できないと思います。こうした連携は、三陸津波に対する防災文化をずっと続けていく象徴にもなると思いますので、ぜひ行っていただきたいと思います。ただし、お金をかけないで行っていただきたいです。

また、今後に期待を持ちたいと思っています。なぜなら震災当時の小中学生が、成人を迎えるなど、確実に若手の防災意識や地域貢献意識は高まっています。これは、今後非常に期待していい因子だと思いますので、我々も一緒になって応援して、引き上げていく姿勢が必要だと思います。以上です。

○齋藤徳美委員長 最後に本日欠席の2名から資料をいただきましたので、読ませていただきます。

中村委員、おおむね評価できる取組を行ってきたと考える。全体的に納得いただけるレベルになってきている。ただ、個別に課題、反省点があると言って、幾つかの点は挙げられる。また、制度的に国の防災対応について提言していくポイントがあると記載しております。

緒方委員、岩手県が多くの困難を乗り越え、事業を進めたことに敬意を表す。自治体によっては産業構造、社会構造の大改革という課題について求められたが、これに対し、県は被災者に寄り添い、被災者目線で事業を推進してきたということは高く評価できる。

また、復興事業は、数値目標はハード、ソフトにおいてもほぼ達成されているとのことで事業は完成に近づいているとの印象を持つ。ただし、コミュニティ、地域文化、様々な課題について、真の復興とは何かと考えるときに重要であると考えている。

さらに、国、県、市町村の復興事業をどのように区別し、どのように体系化されてきたかということが外部からは分かりづらく、復興事業の全容がつかみにくい点が感じられる

ということを御指摘いただいております。

本日、全体として取りまとめは行いませんが、各委員のそれぞれの立場のお話で、これまで考えてきたポイントを出ささせていただきましたので、今後考える上での参考にしたいと思います。

それでは、事務局にお返しします。ありがとうございました。

4 閉 会

○多賀推進協働担当課長 本日は、長時間にわたり御協議いただきまして、どうもありがとうございました。

本日の委員会の概要につきましては、来週 29 日火曜日に開催します復興委員会において御報告させていただく予定です。

本年度は、本委員会は最後となります。どうもありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれもちまして閉会といたします。どうも長時間ありがとうございました。